

玄海町法定外公共物維持補修事業の概要

R7.4月 まちづくり課

1 目的

玄海町内の法定外公共物などの補修等を行う区に対して、事業費の一部を補助するものです。

2 法定外公共物について

平成17年4月1日より、国有財産(里道、水路)について各市町村が譲与を受けました。ただし、対象となる里道・水路は各市町村が譲与申請し譲与を受けた物件・個所が対象であり、譲与を受けていない財産については、財務局等の所管となります。

3 法定外公共物とはどのようなもの？

法定外公共物とは、法定用語ではなく、道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの公物管理に関する法律の適用や準用を受けないものの一般的な呼称で、一般的には里道や水路と呼ばれるものです。

4 法定外公共物かどうかはどこでわかるの？

譲与された法定外公共物かどうかは、まちづくり課において、法定外公共物の台帳を閲覧することができます。(対象地の検索にお時間をいただく場合がございます。)

5 法定外公共物の補修補助を申請したい

法定外公共物(里道・水路)を区において工事される場合は、予算の範囲内で「玄海町法定外公共物維持補修事業補助金交付要綱」に基づき、玄海町の補助を受けることができます。

令和6年度より補助率を上げ、工事費用の2分の1、上限額は100万円となっております。

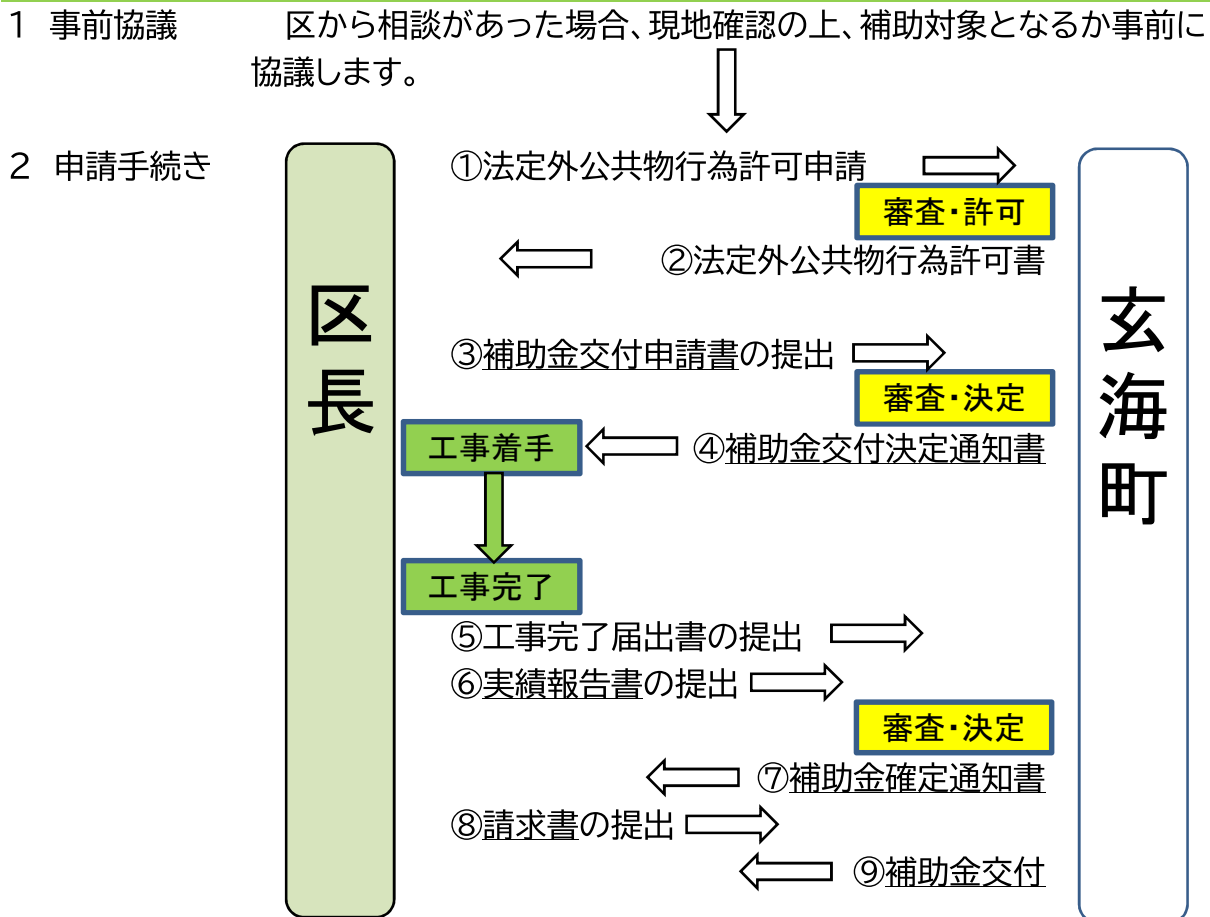
法定外公共物を工事する場合は、事前に町へ行為許可申請書を提出し、補助金申請前に町長の許可(承認)を受けなければいけません。

工事完了後は、工事完了届出書の提出が必要です。

6 補助条件

- 1 地籍図上にある法定外公共物であること。
- 2 改修・修繕等の必要性があること。
- 3 区からの申請であること。
- 4 施工する箇所の隣接土地所有者の同意が得られていること。

【申請等の流れ】



【申請に必要な書類】

No.	提出書類
①	1 法定外公共物行為許可申請書(様式第3号)
	2 同意書(隣接者、生産組合長等)
	3 位置図(維持補修工事箇所が分かるもの)
	4 公図の写し(所有者と工事箇所が分かるもの)
	5 事業関係図面(平面図、縦断面図、構造図等)
	6 工事前写真
③	7 法定外公共物維持補修事業補助金交付申請書(様式第2号)
	8 誓約書(様式第1号)
	9 見積書の写し(維持補修工事費が分かるもの)

【完了報告に必要な書類】

No.	提出書類
⑤	1 法定外公共物工事完了届出書(様式第8号)
⑥	2 法定外公共物維持補修事業補助金実績報告書(様式第4号)
	3 工事契約書等の写し
	4 工事後の写真
	5 領収書の写し

【補助金交付に必要な書類】

No.	提出書類
⑧	1 請求書(様式第5号)